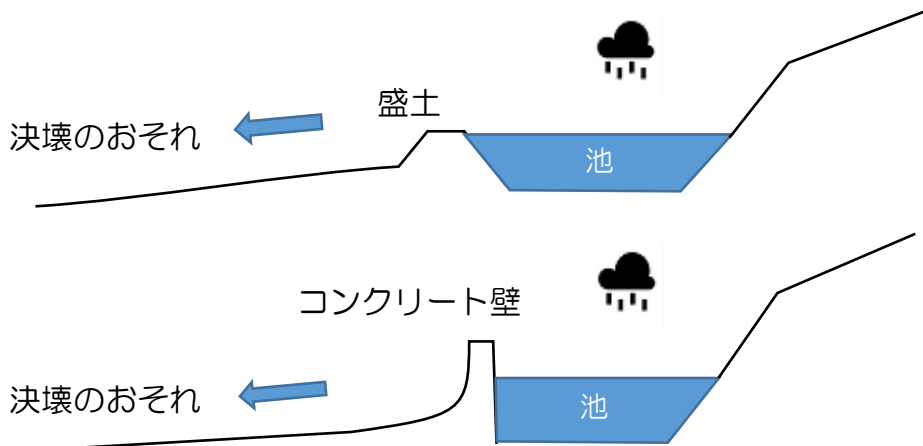


## 農業用ため池とは？

○農業に利用するために人工的に築造されたため池施設

- ※ 盛土が、ため池の一部でも対象となります。
- ※ コンクリート壁等で築造されたものも対象となります。
- ※ 温水ため池も対象となります。



**ため池をお持ちの方（所有者）、お使いの方（管理者）は、ご連絡ください。**

### 【問い合わせ先】

富良野市 経済部農林課耕地林務係

電話：39-2309(直通) FAX：23-2122

又は

北海道上川総合振興局 産業振興部調整課指導企画係

電話：0166-46-5967(直通) FAX：0166-46-5214